

事務連絡  
令和3年3月17日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

ワクチン接種円滑化システムにおける施設類型情報の変更について（予告）

ワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS」という。）における基本型接種施設及び連携型接種施設/サテライト型接種施設の施設類型情報の変更については、「ワクチン接種円滑化システムにおける施設類型情報の変更について」（令和3年3月15日付け事務連絡）において、変更できる場合をお示したところですが、今般、施設類型情報を変更できる場合を拡大することとしました。

については、本事務連絡の内容を基本型接種施設及び連携型接種施設/サテライト型接種施設並びに管内の市区町村及び関係団体に周知いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡に基づく運用は医療従事者等向け優先接種については、4月12日の週に配送される第3弾から、高齢者向け優先接種については、4月26日の週の配送からの適用を予定しており、具体的な変更手続は4月5日（月）からの開始を予定しています。それまでの間は、従前どおりの運用となりますので、ご留意願います。

## 記

### 1 施設類型情報の変更

#### (1) 施設類型情報を変更できる場合

- ① 基本型接種施設から連携型接種施設/サテライト型接種施設へ変更ができる場合
  - ア 基本型接種施設として登録されていた間に、一度もワクチンの配分を受けていない場合
  - イ 配分されたワクチンの在庫がない場合
- ② 連携型接種施設/サテライト型接種施設から基本型接種施設へ変更ができる場合

ア 連携型接種施設/サテライト型接種施設として登録されていた間に、一度もワクチンの配分を受けていない場合

イ 配分されたワクチンの在庫がない場合

(2) 変更手続

変更を希望する医療機関は、V-SYS上で、「基本型接種施設」又は「連携型接種施設/サテライト型接種施設」の設定を変更した上で、市町村への変更申請を行う。

変更申請を受けた市町村は、上記1の条件に適合していること及び当該変更に伴い地域のワクチン接種計画の実施に支障を来さないことを確認の上、V-SYS上で承認を行う。

2 連携型接種施設/サテライト型接種施設によるワクチン配分元の基本型接種施設の変更について

3月15日付け事務連絡に記載のとおり、既に基本型接種施設から移送されたワクチンを全て使い切り、在庫がない場合は、移送元の基本型接種施設を別の基本型接種施設に変更することができる。

具体的な手続については、本事務連絡に基づく運用の開始(4月5日)以降は、各連携型接種施設/サテライト型接種施設は、その提携する基本型接種施設をV-SYS上で設定することを不要とする一方で、各連携型接種施設/サテライト型接種施設は、ワクチンの移送を受ける都度、V-SYS上で、配分元の基本型接種施設を入力することとする予定である。